

〇〇〇 第 号
年 月 日

独立行政法人
日本学生支援機構理事長 殿

奨 励 事 業 者 名 印

留学生宿舎建設奨励金により取得した〇〇〇〇に係る財産処分について

留学生宿舎建設奨励金に係る財産処分について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 22 条に基づき、次のとおりの処分について、関係書類を添えて申請します。

1 処分の種類（該当するものに○）

（ 転用 有償譲渡 有償貸付 無償譲渡 無償貸付 交換 取壊し又は廃棄 担保に供する処分（抵当権の設定） ）

2 処分の概要

① 宿舍名		② 所在地			
③ 補助対象財産種別	④ 建物構造	⑤ 処分に係る 建物延面積	⑥ 建物延面積 の全体	⑦ 定員	
	造	m ²	m ²	名	
⑧ 国庫補助相当 額（処分に係る 部分の額）	⑨ 国庫補助額 全体	⑩ 総事業費	⑪ 国庫補助年 度	⑫ 処分制 限期間	⑬ 経過 年数
円	円	円	年度	年	年
⑭ 処分の内容				⑮ 処分予定年月日	
⑯ 譲渡予定額		円			
建物のみの額		円	土地建物合計額		円

3 経緯及び処分の理由

--

4 承認条件としての納付金 (有 無)

- ・→無の場合 (文部科学省所管一般会計補助金等に係る財産処分 承認基準の第3 (国庫納付に関する承認基準) の該当項目に○)

2 地方公共団体以外の者* (1) → (① ②ア ②イ ②ウ ②エ ③)

*但し、地方公共団体の場合も、上記基準に沿って○をつけること

5 添付資料

- ・当該補助事業の図面 (国庫補助対象部分、面積を明記したもの)、仕様書及び写真等
- ・理事会、評議会、議会等の議事録 (当該補助対象財産の処分について明記したもの)
- ・留学生宿舎建設奨励金交付決定通知書及び留学生宿舎建設奨励事業実績報告書の写し (保管されてない場合は交付額を確認できる決算書でも可)
- ・奨励事業者の財務諸表及び抵当権設定後の返済計画 (担保に供する処分の場合)
- ・その他参考となる資料